

生活保護に関してお困りの方へ
主催 日本弁護士連合会・釧路弁護士会

全国一斉

生活保護 ホットライン

相談料
無料

日弁連では、生活に困っている方々の相談をお受けし、今、生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために全国一斉電話相談を実施します。

- 1 例えば、こんな相談に弁護士が直接お応えします。
 - ・申請書がもらえない
 - ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。
 - 「家族に援助してもらいなさい」
 - 「生活保護ではなく、別の制度（新たなセーフティネット）を利用しなさい」
 - 「65歳までは働けるので、頑張って仕事を見つけなさい」
 - 「自動車を処分しなさい」
 - 「所持金がなくなってから来なさい」
 - 「ホームレスなので生活保護は受けられない」
 - 「借金があると生活保護は受けられない」
 - 「家賃が高すぎるから生活保護は受けられない」
 - 「保護費を返してください」
 - 「辞退届を書いてください」
- 2 相談料はかかりません。
フリーダイヤルで実施いたしますので、電話代もかかりません。



ひんこんは なくす
0120-158-794

2015年1月19日(月)

10:00~16:00

※実施の詳細は、日弁連ホームページに掲載しています。

回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。